

第1号訪問事業(独自)サービスコード表

※日割り計算用コードは契約期間が1月に満たない場合に算定すること

旭川市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	1,176単位	1,176
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39単位	39
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	2,349単位	2,349
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77単位	77
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	3,727単位	3,727
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	要支援2(週2回を超える程度)	123単位	123
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10% 減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15% 加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15% 加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10% 加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10% 加算	1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5% 加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の5% 加算	1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ニ 初回加算	200単位 加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	ホ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位 加算
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位 加算
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	—(3)で算定した単位数の90% 加算
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	—(3)で算定した単位数の80% 加算
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	—所定単位数の1/1000 加算	

※ 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ及び訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴは、令和4年3月31日に経過措置期間が終了しました。